

同(上原康助君紹介)(第二二七四号)
社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
同(瀬野栄次郎君紹介)(第二二〇二号)
同(山田太郎君紹介)(第二二〇三号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第二二四九号)
同(中島武敏君紹介)(第二一八〇号)
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願(金瀬俊雄君紹介)(第二二〇四号)
同外三件(久保等君紹介)(第二一〇五号)
同(田口一男君紹介)(第二一〇六号)
同(林孝矩君紹介)(第二二〇七号)
同(新井彬之君紹介)(第二二五六号)
同(川崎寛治君紹介)(第二二五七号)
同(太田一夫君紹介)(第二二五八号)
同(鈴切康雄君紹介)(第二二五九号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第二二六〇号)
同(多賀谷真稔君紹介)(第二二六一号)
同(塚田庄平君紹介)(第二二六二号)
同外一件(中澤茂一君紹介)(第二二六三号)
同(中村茂君紹介)(第二二六四号)
同(林孝矩君紹介)(第二二六五号)
同外一件(吉田法晴君紹介)(第二二六六号)
同(上原康助君紹介)(第二二八三号)
同外六件(島本虎三君紹介)(第二二八四号)
同(多賀谷真稔君紹介)(第二二八五号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第二二八六号)
同(三宅正一君紹介)(第二二八七号)
同(山本政弘君紹介)(第二二八八号)
同外一件(湯山勇君紹介)(第二二八九号)
せき髄損傷者の労働者災害補償改善に関する請願(木下元二君紹介)(第二二四八号)
同(中川一郎君紹介)(第二二七五号)
働く婦人の労働条件改善に関する請願(金子みつ君紹介)(第二二五〇号)
同(寺前巖君紹介)(第二二七六号)
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律撤廃に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第二二五三号)
同(兒玉末男君紹介)(第二二五四号)

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願(和田耕作君紹介)(第二四八二号)
生命と健康を守るための生活保障に関する請願(福永一臣君紹介)(第二四八三号)
寡婦雇用制度の法制化促進に関する請願(福永一臣君紹介)(第二四八四号)
は本委員会に付託された。

三月二十七日

国民健康保険制度の改善充実に関する陳情書外六十九件(北海道山越郡八雲町議会議長牧野貞一外七十名)(第二四六号)
国民年金制度改善に関する陳情書(前橋市大手町一の一群馬馬国民年金福祉協合理事長石井繁丸)(第二四七号)
原爆被害者援護法制定に関する陳情書外二十二件(長野県木曾郡木曾福島町議会議長松岡式治外二十二名)(第二四八号)
医療危機打開のための緊急措置に関する陳情書外一件(愛知県議会議長水戸豊彦外一名)(第二四九号)
国立医療機関職員の適正配置等に関する陳情書外一件(札幌市議会議長松宮利市外一名)(第二五〇号)
診療報酬引上げ等に関する陳情書(京都市中京区御前通松原下ル京都府医師会長長島三郎)(第二五一号)
療術の法制化反対等に関する陳情書(前橋市千代田町四の三の五群馬馬鍼灸按摩マッサージ師会長斉藤翠研外一名)(第二五二号)
せき髄損傷者の傷病給付等改善に関する陳情書外三件(田川市議会議長中野國義外三名)(第二五三号)
コークス、タールピッチ業種に肺がん労災認定及び健康管理手帳交付に関する陳情書(大牟田市議会議長境憲)(第二五四号)
白ろう病対策に関する陳情書(高知県安芸郡馬路村議会議長尾谷利晴)(第二五五号)

国民の健康・体力づくりに関する陳情書(東京都千代田区平河町二の七の五国民体力づくり事業協議会事務局局長猪川清)(第二五六号)
水道施設の整備促進に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長醍醐安之助外九名)(第二五七号)
生活保護基準の改善に関する陳情書外五件(宮城県議会議長木村喜代助外五名)(第二五八号)
乳幼児の医療費無料化に関する陳情書外二件(室蘭市議会議長青野二郎外二名)(第二五九号)
身体障害者の雇用促進に関する陳情書(指宿市議会議長浜田一郎)(第二六〇号)
身体障害者福祉施設の拡充強化に関する陳情書(名古屋市中熱田区森後町一の七五名古屋身体障害者福祉協会連合会長兼子進)(第二六一号)
重症心身障害児(者)施設職員の待遇改善等に関する陳情書外一件(京都府議会議長那須亮二外一名)(第二六二号)
高齢者対策の拡充強化に関する陳情書(徳島県議会議長米代芳亀)(第二六三号)
市町村社会福祉協議会の充実強化に関する陳情書外十一件(三沢市議会議長長武旗外十一名)(第二六四号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
作業環境測定法案(内閣提出第二六号)(参議院送付)

○大野委員長 これより会議を開きます。
作業環境測定法案を議題といたします。
まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。
長谷川労働大臣。

作業環境測定法案
〔本号末尾に掲載〕

○長谷川国務大臣 ただいま議題となりました作業環境測定法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

作業環境の測定は、有害な業務を行う作業場につきその空気環境その他の状態を正確に把握し、労働者の健康にとって適正な作業環境を確保するために行うものでありまして、労働衛生対策の基礎となる重要なものであります。このため、労働安全衛生法では、一定の有害作業場について定期的に作業環境の測定を行うことを事業者が義務づけているところであります。

ところで、作業環境の測定は、作業環境中の微量の有害物について行うものであり、そのための十分な知識と特殊な技術が必要であります。

このため、労働省では、適正な作業環境測定を確保するための法制の整備が必要であると考え、それに関する構想を、昨年二月中央労働基準審議会に諮問いたしましたところ、同審議会から適当である旨の答申をいただきました。

その結果に基づいて、作業環境測定法案を作成し、ここに提案した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして概要を御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。
この法律は、労働安全衛生法と相まって、作業環境の測定に關し必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的としております。

第二は、作業環境測定士及び作業環境測定機関についてであります。

作業環境測定士とは、労働大臣の登録を受け、事業場における作業環境測定の業務を行う者をいうものとしておりますが、この登録を受けるには、作業環境測定士試験に合格し、かつ、所定の講習を修了することを必要とするにより、作業環境測定の能力の公的な担保を図ることとしております。また、作業環境測定機関とは、登録を受け、

他人の求めに応じて事業場における作業環境測定を行うことを業とする者をいうものとしておりますが、この登録を受けるには一定の基準に適合していることを必要とするともに、登録を受けた作業環境測定機関について所要の監督、指導を行うことにより、その業務の適正化を図ることとしております。

第三は、作業環境測定士等による作業環境測定の実施についてであります。

事業者が、労働安全衛生法の規定により作業環境測定を行うことを義務づけられている作業場のうち一定のものの作業環境測定を、みずから行うときはその使用する作業環境測定士に、他の者に委託して行うときは作業環境測定機関に、これを実施させなければならないこととしております。

その他この法律案におきましては、指定試験機関、指定講習機関等につきまして所要の規定を設けることとしております。また、その附則において、施行期日につきましては、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとし、作業環境測定士または作業環境測定機関による作業環境測定の実施の義務づけその他については公布後二年または一年以内で政令で定める日から施行することとする等所要の規定を設けることとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大野委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○大野委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金子みつ君。

○金子(み)委員 ただいま御説明のありました作業環境測定法案の關係でございますが、初めに何

いたいと思ふことは、この法律をどうしてもつくらなければならないとする背景と申しますか、基本的な理由でございませぬ。そして、それが施行、実施ということになった時に、どのような効果と申しますかメリットがあるのかということとを、まず大臣から伺わせていただきたい。

○長谷川国務大臣 それではお答えいたします。

御承知のように、最近では職業性疾患問題がとくに重視されている状況にありますので、これが予防のために作業環境の改善を強力に進めなければならぬと考えております。そういうことをするためにどうしても作業環境の実態をまず正確に把握するための適正な作業環境測定の実施が必要でありまして、しかも、作業環境の測定につきましては特殊な技術が要することは御承知のとおりです。

そこで、こうした問題を解決するためには、作業環境測定に関する基準を明確にして義務化することが第一。第二番目には、この基準に従って千差万別の事業場に対して適切なデザインあるいはサンプリング、分析を行う能力のある者の資格づけをやりましますと、その利用を義務づけることも必要であらうと考えます。

こういう見地から新たに作業環境測定法を制定することにいたしましたのでありまして、その効果につきましては、作業環境測定法が施行されますと、測定が行うことになりまして、正確な測定が期待ができました。ひいては職場の労働衛生対策になることは当然でありまして、そういう測定機関を育成するような万全の措置をとってまいりたい、こう思っております。結局するところ、測定の結果につきましては、局所排出装置の改良とか作業方法の改善、あるいはさらに快適な職場の形成等を行うことに非常に役立つものでなからうか、こう考えているところであります。

○金子(み)委員 それでは基本的な私の疑問を少し申し上げてみたいので、当局から御返事をいただきたいのですが、その一つは、この法律は一条

に「労働安全衛生法と相まつて、作業環境の測定に關し」云々というふうに、最初の条文のうたい出しがそういうふうになっております。それからまた労働安全衛生法を見ますと、これまた同じような言い方で「労働基準法と相まつて」という書き方が最初に出てくるわけでございます。そうしますと、これらの法律はどれもこれも労働安全衛生に關する一連の關係法令だというふうに見えることができると思うのです。そうしますと、これに今度決めようとしていらっしゃる作業環境測定法というのは、労働安全衛生対策の中の一環というふうに見えることができるんじゃないかというふうに思います。さらにそれを詰めて言えば、労働安全衛生そのものの範疇に入るといふふうにも考えられると思うのでございませぬが、そうだといたしますと、そういうふうな考え方でこの法案をずっと拝見してみますと、いろいろなところに、非常に多くの場所に、この法案で規定されている事項が、労働安全衛生法に基づいて行われてこういう条文がつくられるとか、あるいはその労働安全衛生法に準拠してこのようにするとか、あるいは労働安全衛生法の何々条を準用してというふうな言い方が非常に多いわけですね。そういうことを考えますと、この法案を単独法でつくるといふ理由についての意味がわかりにくい、少なくなるのじゃないかというふうな考えられるわけですね。

それで、いま大臣からこの法案をおつくりになる背景なり何なりを伺ったわけでございますけれども、こういう非常に似通った法案ですから、幾つも幾つもつくることの煩瑣といふことを考えますと、やはりこれは労働安全衛生法の一部改正とかあるいは追加補てんですとか、どういふふうな言葉になるかわかりませんが、いずれにしても、この労働安全衛生法というものが労働基準法の中から安全と衛生に關する部分を抜き出した法律ですね。ですから、その中に、その範疇に含まれてしまふような性格のものなら、別個に法律をつくらなくても、その親の法律である労働安全衛生法の中で私は操作ができるんじゃないだろうか

というふうな考えるんですけれども、これは素人考えかも知れませんが、どうして単独法にしなければならぬのかという点について、私、納得できないので御説明願いたいわけですね。前回、たしか昨年七十二国会で、やはりこの委員会でも同じ趣旨の質問が出ていたわけですね。そして、そのときの御答弁を私は議事録から一生懸命読んでみたんですけれども、その御答弁では、やはり単独法にしなければならぬという決定的な理由が見つかからないですね。まああつてもいいだろうというふうにはなりませんけれども、どうしてもつくらなければならぬというその理由が見つかからないわけですね。その辺をもつと一遍ちょっと御説明願えませんか。

○東村政府委員 御指摘のように、この法律は労働安全衛生法に根拠を置いているといひますか、準拠いたしましてつくられているものであることは事実でございます。それを単独法にすべきか否かという絶対的な基準は、これはないとは思ひます。先生の御指摘のようなお考えも、これはもちろん成立するとは思ひます。

ただ、われわれがこういう形で単独法を出しましたゆえんのものを御説明いたしますと、まずこの法律で考えております作業環境の測定といふことは非常に技術的である、非常に手続的な問題を含む、そういうことを一つの分野としてまとめ上げますと、その条文の数かなり多くなつてまいります。なお、こういう形で単独法にするということを考えました一つの考え方の裏には、法律をこういう形で打ち出すことによりましてこの問題の重要性、社会的な認識の深まり、こういうものが高まつてくるのではないだろうかといふふうにも考えるわけでございます。いずれにしても単独法にすることによって問題をきちんとして整理し、徹底しながら作業環境の測定といふことに進んでまいりたい、こういう趣旨でございまして、結局のところ、先いまま御指摘のように労働安全衛生法の姉妹法的な關係になることは事実でございます。

○金子(み)委員 やはり同じような御答弁で、同じには違ひないでしようけれども、そのいまの御答弁では、私が考えますのは、最後におつした一般の認識を喚起するといふようなことですね。これは、一般と申しまして関係者だけしかわかりませぬ。それこそ一般住民なんかにはわかる問題ではないので、普及されるような問題でもないから、関係者の間では注意を喚起するといふ意味では意味があるといふふうには思ひないこともないでございませぬ。それだつてやはり単独法にしなければならぬという決定的な理由にはならないと思うのです。まして条文が多いとか手続上の問題とかという理由がありましたけれども、それは私はこの法律を拝見して、こんな細かいことまで法律で決めるのかと実はびっくりしたくらいで、そういうのは省令や政令の方に持つていくことができる中身がかなりあるように思ひます。それを一々法律そのものにうたひ込んでおかなければならぬというその理由がどうしてもわからない。ですから、これを政令や省令の方へ譲るといふことを普通の法律だつたらするのじゃないかと思うのですけれども、それをしないがために法律として一つの形をなすぐらい中身がたかさんある、こういうことになるのじゃないかと思ひまして、法律をつくるためにあえてやつていふような感じがするのですが、どうでしょう。

○東村政府委員 私どもも、法律を数多くつくるのが能あることではないといふふうには考えます。ただ、いま御指摘のように、これで政令部分もかなり取り込んでおるのじゃないかといふお話でございますが、あるいはそういうものもあると思ひますが、何せこの程度のことでございますし、さらに政令とか省令がこれから出てくるようなそういう複雑で技術的な問題になつてしまふので、繰り返すようでございますが、やはり単独の法律にして、世の中のこういう作業環境の測定といふような問題について従来認識が非常に薄かつたわけでございますので、その認識を喚起

するといふ点からも、私も、こういう形で法案を成立させていただくのが必要ではないか、また効果があるのではないか、かように考えるわけでございます。

○金子(み)委員 その議論はいつまでやっていても平行線になるのだらうと思えますからこのくらいにしておきますけれども、つくことはもちろん間違いではない、こういうことを規定することは大変に結構なことだと私も思います。

〔委員長退席、兼委員長代理着席〕

ですけれども、単独法にするほどの内容を持っていないのにわざわざ一つの法律をつくるというところは、やはり少し要らざることになるのじゃないかしらというふうにいまでも考えておりますが、御答弁いただきましたから、そのままにしておきます。

そこで、続いて内容のことで少しお尋ねしたいことがございます。

この法律は作業環境測定士という一つの専門家の資格を決めようということになっているようにございすけれども、それをするのに国家試験制度を使っているらしいですね。試験によって資格を認めようという制度のように拝見したのですが、国家試験というのはいくつかあるのか、国家試験の概念というのをちょっと教えていただきたいと思いますか。

○東村政府委員 国家試験の定義といいますが、そういう学問的なことは別といたしまして、私どもは、こういう作業環境測定士という者が実際に作業場、事業場で作業することになれば、それが一定の水準の技術を持っていること、それからその人たちがやったお仕事、結果というものが適正、公正であることというところが担保されなければいけないと思うわけでございます。そういう観点から、やはり一定の試験制度ないしは資格制度といふことを考えたわけでございます。これは国家試験なりあるいはそれに準ずるもの全体にわたる考え方ではないかもしれませんが、私どもはそういう観点から国家試験といふことを考えております。

す。

○金子(み)委員 そうしますと、国家試験に合格して資格を与えられて登録した人に対しては、国が責任を持つということになりますね。

○東村政府委員 その限りにおいてそういうことでございます。

○金子(み)委員 そういたしますと、今度のこの法律で、国家試験の取り扱いなんでもございすけれども、十四条で「試験は、労働大臣が行う。」と明記してございます。それからその次に、二十条で「労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせる。」という条文がございます。それ以下、指定試験機関というもののについての規定がずっと並んでいるわけでございます。それから三十一條に行きますと「労働大臣は、指定試験機関が第二十九條第一項の規定により試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止したとき」といふのは試験機関が試験をやらないときとかあるいはその業務の停止が命じられたときとか、とにかく試験機関がいろいろな理由でもって試験事務をすることが困難になった場合に、国がみずからこれを行う、こういうふうになっているわけでございます。

それで、私は認識不足なのかもしれませんが、ちょっと不思議だと思っておりますのは、国家試験といふのは、最初に明記してありますように国が直接行うのが国家試験なんではないだらうか。その国が行わなければならない試験なのに、最初から国がすると言っておきながら二十条で試験機関にやらせる。試験機関ができなかったときに国がやるのだ。何か本末転倒のような感じがするのです。国がみずからやるのがあたりまえなもので、それが非常におかしな感じがするようになっておると思うわけでございます。そこら辺の説明をはつきりさせていただきたい。日本には、ほかの資格試験制度はたくさんございす。そのほかの資格試験制度、たとえば医師ですとか看護婦ですとか、国家試験制度でございすが、この国家試験制度のあり方と比べてどう違うのか、ほかの国家試験

はどうやっているのか、それをぜひ教えていただきたい。

○東村政府委員 いまお話がございました国家試験を国が行うというたてまえの中で実施機関を民間の指定機関に任せているという問題でございすが、先ほどもちょっと触れましたように、この作業環境測定という問題はすぐれた専門技術的なものでございすので、その専門技術的なことを試さなければいけません。それから、有害物質あるいは作業環境の数、これは非常に多いわけでございます。その中で、勢い受験者の数も相当多数になってくると思われます。そういうことでございすので、私どもは、国が行うことと実施する、それを実際に行うというのを分けまして、ただし試験の公正な実施が担保されるという条件を整備した上で民間の機関に行わせるというのを考えたわけでございます。そして、その試験の公正を担保するため、ただいま先生ちよとお話があったかもしませんが、いろいろの規制を加えております。

たとえば、所定の指定基準に合致した試験を行うこと、あるいは全役員の選任、解任について労働大臣の認可にかかわらしていること、役員または作業環境測定士がこの法律等に違反する行為をしたときには、労働大臣は指定試験機関に対しその解任を命ずることができると、というようになことを担保いたしました。国が責任において行うわけでございますが、実際にそれを実施するのは、指定機関にたていましての公正が担保できるような形を十分整備した上で行わせる、かように考えておるわけでございます。

○中西政府委員 同様な制度が他にあるかという御質問につきましては、一つは、船舶職員法に基づきまして小型船舶の操縦士の資格試験を運輸大臣が行うことになっておりますが、試験事務はその指定試験機関が行うように定められております。それからまた、旅行業法によりまして旅行業務取扱主任者試験というのがございます。これは運輸大臣が試験を行うことになっておりますが、実際の試験事務は旅行業協会が行うというよ

うな、他にも例がございます。

○金子(み)委員 そういたしますと、国家試験にもいろいろレベルがあるみたいな感じになりますね。先ほどの御説明の中に、たとえば専門技術的なものを試さなければならぬとかいふお話がございましたけれども、これは何も指定機関に委託しなくても、国が直接行う場合にでも、専門家を試験委員に委嘱してそして専門的な知識並びに技術を試すことは十分できるわけでございます。医師国家試験においても看護婦国家試験でもそれは実施しているわけですか。

数が多いというお話ですけれども、どれぐらい数が多いのかわかりませんけれども、何人ぐらいでございすか。

○中西政府委員 さしあたり、二年間の猶予期間に約一万余名の測定士を養成したいと考えております。

○金子(み)委員 一万名をしたいとおっしゃるのは予測、推計ですね。

○中西政府委員 現在この法律の適用のある事業場の数、規模等からしまして、大体一万余名程度の測定士が事業場内それから測定機関に必要であるというところで、とりあえずこの猶予期間の間に少なくともその程度の測定士を確保しなければならぬと考えておるわけでございます。

○金子(み)委員 数は、私は国家試験を実施する場合には問題にはならないと思ひます。これはほかの国家試験でも実施いたしておりますし、これは試験の技術的な取り扱いですから、やり方によつては幾らでもできることだと思ひますから、数が多からというのには私は理由にならないと思ひます。

それから、専門技術を試すために、国がみずから行うのでなくて指定機関をした方がいいというの、私は国の権威をむしろ失墜しているような感じがするのでございすけれども、それはそういうふうになりませんか。国家試験だから国が直接実施するのが当然であるのに、指定機関に委嘱する。先ほど幾つか例を挙げてくださ

いたしましたけれども、そうすると、こういうのは、たとえ国が直接国家試験を実施しているそのほかの資格試験の場合に比べれば水準が下がるともいえますが、何か全く同じ見識で行われてないというふうにくみ取れるのですが、そう理解してよろしくございませうか。

○東村政府委員 ほかと比較して云々ということとは別でございしますが、国家試験を国が行わないで指定機関に行わせているというところは、国がみずからの権威を下げていのではないかと御指摘であると思われ、先ほどもちょっと申し上げましたように、試験を行うに当たってはやはり所定の指定基準というものがございまして、その指定基準に合致するような形で試験をやらせる、こういうこととございまして、別に国がそのみずからの権威といえますか技術水準についてあきらめて指定機関に任せたとはいえませんが、国がみずから行うこともさることながら、やはり専門的な団体に任せて試験をやらせた方がいいんじゃないか。もちろん、そうなりますといろいろな弊害とか曲がった結論が出るわけじゃないので、先ほど申し上げましたような、いろいろそういうことのないような担保を図りつつやりたい、こういうわけでございします。

○金子(み)委員 まあ御説明はございしますけれども、国が直接実施する試験と民間施設に委託してやらせる試験、それはどんな厳しい基準をおつくりになったとしても、やはり国が直接実施するということに比べれば問題は起こり得るというふうな推定でございすると思ふのです。ですから、どうしてこの法律で国が直接するということを決めておきながら、最初から国がやらないで指定機関などにやらせるという方針をお出しになったのか、その理由が私には納得できないのですが、なぜそういうふうな初めから決めておしになったのですか。

○東村政府委員 先ほどの繰り返しで恐縮でございますが、やはり膨大な数の試験ということになりますと、それは国がみずからの責任において行うには違ひございせんが、実施機関を一つのしっかりしたものにして、それによって公正を期した試験をやった方がよろしいという判断がございしたので、かような法案になったわけでございます。

○金子(み)委員 御説明はわかりました。そのように労働省ではお考えになったんだそうでございますが、私はやはりそれは逆であって、おかしいというふうにししか考えられないですね。国家試験というもののあるべき姿を非常にゆがめているというふうに感じられます。ですから、その程度で構わないというところでおつくりになったのだなというふうにししか理解ができなくて、大変に残念だと思ひます。

その次に、いま一つ基本的に疑問がありますのでお尋ねしたいのですが、それは三十六条、三十七条、そのあたりの条文に載っているのですが、日本作業環境測定協会という団体のことが規定されているわけとございまして、私はこのことが本当に理解ができないので、私の理解ができるような御説明をいただきたいのです。

それは何かと申しましたら、これは法人でございしますね。「民法第三十四条の規定による法人」と、こういうふうになっておりますから、これは法人です。法人である団体をなぜ国が法律で決めなければならないのかというところが基本的なところではないのですけれども、国の機関ではもちろんございせん。民間の団体でございしますが、その民間の団体に測定機関が参加することを奨励したり、しかもその団体は日本にただ一つでなければならぬというふうな厳しい規定をしたり、あるいは名称を制限して、そしてほかにこれに似た名前を使つてはならぬとか、民間の団体に対してこの法律でそんなことを決めるということは私はどうしても理解できないのですけれども、その辺、御説明いただかせませんか。

○東村政府委員 作業環境の測定が適正、円滑に行われるということがこの法の本来ねらっているところとございしますが、その測定士が相互に集まりまして、いわば品位の保持といえますか人格の研さんといえますか、さらには時代の流れに即応した測定技術の研さんというのをやるのが一般論として望まれるわけとございします。そのように考えますと、そのため、そういうことを行う団体を設立することができた方がいいんじゃないかというところが一つございします。

それから、ただいま御指摘のように全国で一つの団体ということとございしますが、このような目的を持った団体が幾つもできることよりは、全国一つの団体によって目的を達成する方が効果的であり、またその運営も円滑にいくのではないかと、全国一つの団体に考えてございします。そこで、全国一つの団体ということになりますと、日本作業環境測定協会という名前を用いるのもこの団体だけにしたい方がよろしいのではないかと、いろいろな問題から、法律にただいま御指摘ございましたような規定を設けた次第でございします。

○金子(み)委員 なぜ法律で決めたわけですか、それが知りたいです。

○東村政府委員 先ほど申し上げましたように、やはりこういうものは全国一つ、ないしは相互に研さんし合うような、こういう形のものが望ましいし、つくるならばこういう形でつくってほしいという、そういう観点からいろいろの規制を設けながら、私申し上げましたようなことが実現できるように、私申し上げましたようなことが実現できるように、相互の研さん、相互の技術運営を円滑にやると、相互の研さん、相互の技術研摩ができるようにということが図られることを希望いたしました。こういう法律の規定をつくった、こういうわけでございします。

○金子(み)委員 技術者たちが、あるいは専門家たちが自分たち相互の技術を研さんしたり、あるいは勉強、研究し合ったり、あるいは親睦を図ったり、あるいはその業務の発展に努力したりというふうなことは、それぞれがやることとございします。何も国に言われて、こういう団体をつくり

なさい、そしてこういう団体はこういうことをすると云々であるなどというものを、いまさらイロハのイのようなことを国が世話をする必要はないんじゃないでしょうか。言うなれば要らざることだというふうな、言葉は悪いですが私も私どもは考えます。それはそれぞれの専門家が自分たちの組織というものはちゃんとつくって、そして自分たちで自主的にそういうことはやっていくのがいまの行き方とございしますと私は思ふわけです。たとえ医師法の中にそういうことは書いてありません。保健婦助産婦看護婦法の中にもそういうことは書いてございしません。すべて全部団体を持つております。自分たちでつくって、自分たちで研さんしてやつております。国の決める法律の中で一々団体をつくることまで命じていたのは、戦時中につくられた法律や規則にはございしました。そして、資格を取った者は直ちにこの団体に加入することというような条文がございしましたのは記憶いたしております。そういう強制加入に等しいような強制という言葉はどこにも書いてありません。指示と書いてあるのですが、指示と命令とはどれくらい違うのか知りませんが、指示も、そういう強制加入じゃないとおっしゃるかもしれませんが、私は、民間の団体のことまで法律でこのようにいろいろと規定するというのは、はまことに要らざることだと思ひます。前回の委員会でも島本委員は、懇切丁寧な法律だというふうな大変皮肉っておっしゃっていらつしやいましたけれども、私は懇切丁寧よりは行き過ぎているんじゃないかしらんという感じがいたしますが、いかがでございしますか。民間の団体にそんなに介入していいんですか。

○東村政府委員 介入ということではないつもりでございますが、ただいま御指摘のこの法律の三十六条にも「全国を通じて一の日本作業環境測定協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができ、こうなつておるわけとございまして、これを強制するとか、そういう性質のものでないことは御指摘のとおりでございしまし

いずれにいたしましても、こういう測定はなかなか技術的にむずかしい問題がございますので、私も測定するの指針をつくりまして、この測定を進めてきたわけでございますが、ただいま御指摘のように、労働安全衛生法制定以来、これをしっかりとやらなければならないということで、一斉の監督指導等を行って、その励行に努めているところでございます。しかしながら、やはりこれは必ずしも十分行われているとは言えない状況にございまして、一方で監督指導を強めてまいりますとともに、まさにこの法案の成立を期してその辺をしっかりとやっていきたい、かように考える次第でございます。

○金子(み)委員 いまのお話で、自社でやるのは衛生管理者だとおっしゃっておいりました。それはわかりましたが、委託した場合の技術者というのはどんな技術者だったのでしょうか。計量測定士かなんかだったのでしょうか。四八%もやっていますよ。

○東村政府委員 ちょっと私の答えが正確ではなかったかもしれませんが、各事業場における作業環境の測定は、自社の測定と委託測定とがございます。それがほぼ半々くらいでございます。自社で測定を実施するのが、衛生管理者が行っているものが二五%、それから技術者が行っているものが四八%程度ある、こういうふうに申し上げただけであります。ちょっと正確ではございませんでしたけれども……

○金子(み)委員 その技術者がわかりなかったのです。いまの御説明ですと、自社の中の技術者ですね。委託と自社とが半々で、その半分の中の自社の方は、一つは衛生管理者、そうしてもう一つは技術者、こういうことですね。その技術者というのとは何でございますか。

○中西政府委員 これは会社によりまして、化学系統の学科を修めた分析技術などの技術を持った方がいるわけでございますね。そういう方がやられておられるのが多いと思います。

○金子(み)委員 そうすると、そういうふうにい

ままでやってきていて何か不都合があったのでしょうか。そういうことはおつかみになっていらっしゃるのでしょうか。

○東村政府委員 ただいま申し上げましたように、それはやっておったわけでございますが、また測定指針などつくったわけでございますが、なかなか徹底されていない向きがございます。参考までに申し上げますと、昭和四十八年には、労働安全衛生法が施行されて後、特定化学物質等における作業環境測定に関する違反の率が六割前後でございます。これも不都合と言えは不都合でございます。いろいろむずかしい問題があつてこういう状況になっておる、したがって、一方で監督を励行すると同時に、この法案が成立したらきちんとしていうところをやらせていきたい、かように考える次第でございます。

○金子(み)委員 大変にいろいろと専門的な技術があるということもわかります。それで、そのための技術者をつくらうという考えは、私は別に反対するつもりはないのですけれども、わざわざこの法律で新しい人をつくり出さなくても、従来それと非常に似通った仕事をしていた技術者がいるわけでございますね。各企業体の中にもおられます。ですから、たとえば衛生管理者にしても、いまお話のあった化学分析のできる技術者がいる、いたしたら、そういう人たちにその不足する知識なり技術なりを補って、そしてこの法律で言う作業環境測定士というものををつくり出せばいいんじゃないでしょうか。そうすれば、新しくつくり出す作業環境測定士よりもっと広い知識を持った人たちが基礎になりますから、結果としてより有能な専門技術者ができるというふうに考えることができると思います。

なぜかと申したら、目的としては、単に有害物質の測定のための知識と技術だけというのではなくて、そこに働いている労働者の人たちの健康を守るためにできていなくてはならないから、そうすれば、その人体に及ぼす影響というふうなものがかんたんわかっていなければならない

し、それがどういふふうな生理的に作用を及ぼすのかということなんかも理解できなければ意味がないと思ひますね。そうすれば労働者の健康管理と結びついてくるわけだと思ふのです。それをこの部分はこの人、この部分はこの人というふうな技術の細切れでは、人間というものの健康管理はできないと思ひますので、そういうふうな考えられた方がいいんじゃないかということが一つです。

それからいま一つの考えは、そう考えていけば大体において企業内でできるわけですね。よそへ委託する必要はありません。そうなりますと経済的にも事業場は助かる。これは委託すればお金がかかるわけでしょう、ただで外の団体に測定してもらおうわけにいかないわけですからね。その費用だつてかかるわけだと思ひます。ですから、そういう意味で一挙両得ということになるわけだと思ひますが、そういうことはお考えになっていらっしゃるんじゃないですか。

○東村政府委員 現在でございます衛生管理者、御指摘のように、ただ測定ということではなくて、広く働いている労働者の健康管理について関心をもち、勉強している方々がおられるわけでございます。したがって、そういう方がここで言う作業環境測定士になるということが望ましいことは当然でございます。また、いま御指摘のように、経済的な面においてもその方がより効果的であるということができると思ひます。

ただ問題は、作業環境を測定するというその仕事自身が、非常に技術的でありあるいは専門的でございますので、そういう方々がなつていただくことが望ましいということを前提にしながらも、やはりこれはまた別個の試験なりそういうものを考へていかなければいけないという要請がございます。そこで、そういうことを両方かみ合わせますと、試験等について、やはり衛生管理者が修めているものが生きると、そういう形の試験科目等の免除というふうなことも考へてまいりたい。

繰り返して申し上げるようでございますが、こういう衛生管理者等の方が測定士を兼ねるといいますか測定士になることは、私もとても歓迎するところでございますし、そういうことができれば、な形を何とか調整していきたい、かように考えております。

○金子(み)委員 そういうことでございまして、どれくらい作業環境測定士が必要かという需要供給の計算もお立てになると思うのですけれども、その場合に、いまお話しした衛生管理者その他の技術者がどれくらいそれに参加するだろうというふうなことも計算はお済ませになっていらっしゃるでしょうか。

○中西政府委員 そこまでは細かく計算はしておりません。

○金子(み)委員 衛生管理者は同名おられますか。——それは数字を探していただいている間に、関連の質問をさせていただきます。

労働安全衛生法の中には、労働安全に関するコンサルタント、それから労働衛生に関するコンサルタントというものがございます。それから総括衛生管理者というのもおあります。これらの人たちは、言うなれば、そういう名前がついているわけでありまして、それらの人たちが、衛生管理者の人たちあるいは安全管理者の人たちの指導助言、そういうことをする立場にある人だと思ふのですが、今度新しいこういう規定ができて、新たな職種が加わるということになります。いままでいなかった人が加わるといふことになりまして、その人の問題についてもやはりコンサルタントの人はその役割を果たさなければならぬはずだと思ひます。ですから、そうなりますと、このコンサルタントの人たちは作業環境測定に関する知識や技術はやはり持っているにかなければならないと思うのですが、この人たちはその資格を与えられるのですか、与えられないのですか。

（理着席）

これは衛生についての診断と指導を行うということになっておりますが、この診断といふのは、ただいまお話がございましたように、当該作業環境をもたらし全体的な原因といふか、そういうものを判断するという大きな使命がございます。それに基づいて診断以外のいろいろ改善もする。ところが、作業環境測定士の方は測定というところに深く入ってまいりまして、専門的な知識、技術を必要とするということでございますから、両者は事の性質上違つてございまして、ただいま御指摘のように、やはり衛生コンサルタントが作業環境測定士と同様の知識、認識を持つていふことが非常に好ましいことであるということ、先ほど申し上げました衛生管理者等と同様の関係にあるわけでございます。そこで私どもは、このコンサルタントが作業環境測定士の試験を受ける場合の受験科目の一部免除ということによって調整を図ってまいりたい、こういう方々がやはり作業環境測定士になりやすいような形を考えてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○金子（み）委員 私は、衛生管理者と労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントとは、違つた立場にある人たちだといふふうに理解しております。ですから、衛生管理者に資格が与えられるということとは先ほどお話し合ひをしたわけですが、あれども、それは別の意味で、コンサルタントの人たちは出されたデータ、たとえばこの作業環境測定士ですか、これがデータを出しますね、その出したデータに基づいて今度は指導するわけでございます。あるいは助言するわけですね、そのうちです。出されたデータ、測定の結果をチェックする能力もなければ意味がないと思うのです。出てきたものは何でもそのままのみにして、そしてそれを指導助言の材料に使うというのは、余りにも安易過ぎると思うのです。だからコンサルタントは指導の責任者ですから、出てきたものをちゃんとチェックして、自分で確認した上でな

ければ、私は指導の基礎には使えないはずだと思ふのです。ですから、そうだとすれば、その出てきたデータをチェックする能力がなければ何の意味もありませんから、その能力をつけさせるという意味においても、コンサルタントの人たちには、むしろ私はここで強制的にと言つてもいいかと思ひますが、コンサルタントにはこの資格を持たせなければならぬといふふうにしてどうしておやりにならなかつたのですか。

○東村政府委員 衛生管理者とまさに問題が違ふことは事実でございます。したがひまして、コンサルタントといふのはさらに総合的な判断ができる人でなければいけないということも御指摘のとおりだと思ひます。そこで、こういう衛生管理者について試験の科目の調整をする、コンサルタントについても試験の科目を調整すると申し上げましたけれども、その内容はかなり違つてまいらうと思つてございまして、

ところで、測定士にならなければならぬといふように義務づけられたらどうかといふお話でございしますが、やはり測定士といふものは実際にサンプリングをしたり分析をしたりして具体的な作業をするわけでございます。その作業をした上で評価なり判断が出てまいるわけでございます。衛生コンサルタントの方がそれをどう判断するかといふことと、その測定士にならなければならぬといふことは必ずしも必然性がないんじゃないかと私どもは思つてございまして、したがひまして義務づけまでは考えませんでした。一応やはり衛生コンサルタントの方が測定士を兼ねる、ないしは資格を持つていふことが非常に望ましいことであるといふことを考えましたので、ただいま申し上げたように、試験の調整等によつてなるべく衛生コンサルタントの方が作業環境測定士になりやすいように、なつてもらうようにという道を考えてわけでございます。

○中西政府委員 先ほど御質問のありました衛生管理者数は全産業で約十万余名でございます。

○金子（み）委員 ありがとうございました。

いまのコンサルタントの関係でございすけれども、私は少し考えが違ふんですね。いまのお話でその資格がある方が望ましいと思つておつたんですが、私はコンサルタントの責任分担の上からいまして必要だといふふうに見えるわけですが、ですから、義務づけがむずかしいのであるならば、この法律では義務づけがされてないし、そういうように私はむしろ訂正すべきであると考えますけれども、それがどうしても困難であれば行政指導をするとか、何かの形でこの人たちに資格を取らせるべきだと思つてすね。それを私は、やはり事業体としても責任を持つべきだと思つてすね。そうでなかつたコンサルタントの指導の内容は知識がなくなるというふうに考えていいんじゃないでしょうか。

○東村政府委員 冒頭申し上げましたように、やはり資格を有していることは望ましいといふことには違ひございません。そこで、こういう方々があるいは勧奨と申しますか、そういうことをいまお話しするような観点からやっていきたい、かように考えます。

○金子（み）委員 ぜひそのようにしていただきたいと思ひますが、大臣いかがですか。

○長谷川国務大臣 そのとおりやっていきたいと思ひます。

○金子（み）委員 と申しますのは、技術的な問題としては、指導を受ける側の人が指導する人の資格それからその人の持つてゐるもの、これをやはり評価するわけですが、資格も持たないで、そして出てきたデータだけで指導するといふのはやはり納得できないといふふうに考えます。ですからどうしてこれを資格を持つていふことと実際とにそれをするとは違ふと思つてすね。ですからそこら辺のことも考えていただきたいと思ひます。その次は、質問を変えますが、五条の作業環境測定士の資格の問題なんですが、五条の

後段「これと同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるもの」といふのが一つございす。これはどういふものを考えていられしやるのかといふこと。それから十四条の三項「労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める資格を有する者に対し、試験の一部免除あるいは全部免除、こういうことができないといふことを考えていられしやるようです。それからいふ一つ、十五条の三号ですか、「前二号に掲げる者」と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるもの」といふふうになつて、資格に関して、基本的な資格のほかに決められてゐる人たちがあつてございす。労働省令で定める」といふ言葉で全部一括されてゐるのですが、法律をおつくりになるときにそのことは考えられてゐるものだと思ひますので、それはどういふ人々を指していられしやるのか、例を挙げて御説明いただけましたらどうでしょうか。

○東村政府委員 ただいま三つの条項についてお話があつたわけでございますが、まず五条の測定士となる資格を有する者、これは試験研究機関において一定年限以上作業環境測定に関する調査研究に従事してゐる者で、労働大臣がその能力を認定した者、たとえば作業環境測定士の専門家の研究員や大学の教職員などを考えておられます。それから次の十四条の三項の該当者、つまり測定士試験の全部または一部免除を受ける者、これはただいまお話しございました労働衛生コンサルタント、それから医師、薬剤師、計量士などを考えておられます。

それから十五条の三号の該当者、測定試験の受験資格者、これにつきましては衛生管理者として長期間にわたり測定等の業務を行つてゐる者等を予定してゐるところでございます。

○金子（み）委員 そういたしますと、いまの予定しておられるのの中に一つ出てきました計量士といふのがありますね。これは計量法による計量士のことでございすね、そうでございすね。この人たちは、そうすると従来計量をしてきた人た

ちですから、どっちかといえはいますまでお挙げになつた人なちよりも一番近いグループです。一番近いし、むしろ計量を直接やっていたんだから、このグループには試験をしなくてもそのまま資格が与えられていいんじゃないかと思いますが、そうはいかないのでしょうか。

○東村政府委員 計量士、つまり公害測定等をやる方でごさいます。これらの測定と作業環境測定とは、いまでお話し申し上げましたようにかなり異なっておりまして、やはり作業環境測定は特殊な技術を要するものでございます。作業環境測定法では、みずから測定を作業場に実施させることになっておるわけですが、したがって、環境計量士であれば作業環境測定士として直ちに試験もなしに登録することができるとなると、この法律で考えております作業環境の専門的、技術的なレベルというものが必ずしも保障されるものではございせんので、この法律の趣旨に反するということになるかと思ひます。無試験で無講習であればそういうことになるかと思ひます。ただ環境計量士が作業環境測定士の資格を得る要件については、やはり何といひましても隣近所の関係にございするもので、二重行政にならないようにしなければいかぬということとは当然考えなければいかぬし、あるいは無試験ではない、試験をするといひましても通常の試験と同じような試験をするかといひますと、必ずしもそうではないので、その辺の調整もつていかなければいけません。まあ先生の御質問に即して申し上げますと、計量士は即作業環境測定士にしたらどうかということですが、やはりこの法律の趣旨からいまして、ストレートにいうわけにはいかぬ、かように考えております。

○金子(み)委員 その点は私もわからないことではないです。ただ私が気にしておりますのは、この環境計量士ですか、これはことしの三月に第一回の国家試験が行われたように聞いているのですけれども、そうしますと、始まったばかりでございすね。そうしてまたここに新しい法律がでるわけですね。そうするとこの人たちは、今度の新しい法律、作業環境測定法ができて測定士というものが決まると、それとの関係は一体どうなりまうでしょうか。仮に二重登録のようなかっこうにでもするのであれば、それとも、全然それは無関係で、そして作業はいまお話しのような別個の試験をして資格を与えるというふうになるのでございすか、その辺はどうなるのでございすか。非常に近い間に二つの同じような法律が出ますから……。

○東村政府委員 これはいま申し上げたことの繰り返しになるかもしれませんが、両法の趣旨、ねらいが違ひますので、別の扱いにならざるを得ないわけですが、何といひましてもやっている仕事はかなり類似していることは事実でございすので、その間の調整が必要になるということではございす。作業環境測定機関の登録を受けた者は計量証明事業、つまり計量法の方の登録を受けなくても作業環境測定事業ができるようにすること、それからもう一つは、計量士であった者が作業環境測定士になりたいという場合には、その間の試験科目の免除等を調整していこう、かように考えるわけではございす。

○金子(み)委員 わかりました。環境計量士の人は作業環境測定機関に参加するということにはならないわけですね、組織として考えた場合、指定事業場、つまり安全衛生法六十五条の指定事業場の測定をするためには、作業環境測定士の資格を持っていないとだめな、そして、そのためには所要の試験、これはまあ調整をするというところをさっから申し上げているのですが、その試験を受けていたかなければならない、こういうわけではございす。

○金子(み)委員 はい、わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

○金子(み)委員 わかりました。質問を続けます。

衛生法にあるからしなかったのだと、こういう意味でございますね。

○東村政府委員 おおむねそういうことでございますが、やや詳しく申し上げますと、労働安全衛生法六十五条では十種類の測定義務づけの事業場がございまして、この作業環境測定士の関係法律におきましては、それが五種類にしばられてゐるわけでございます。

そこで、ただいま申し上げました衛生委員会云々の問題は、何も指定された五種類のものに限り、十種類ないしはそれ以上のものでも、測定した結果等については労働者に周知させる必要があるのじゃないかというのを考えたわけでございます。そうなりますとやはり安全衛生法の方がすわりがいいし、事の性質上そちらでやるべきじゃないかというふうに考えたわけでございます。いずれにいたしましても、私たいたいまちよつと間違つたことを申し上げたかも知れませんが、衛生委員会に付議すべき事項として今度明確に規定を定めて、そこで、ただいま先生御心配になられたようなことのないように労働者に周知徹底を図っていただく、かように考えるわけでございます。

○金子(み)委員 それと関連いたしますが、この法律によりまして、測定した結果は保存しておくわけでございますね。そして、それについては監督機関には報告する義務はないわけですね。それで監督官が随時臨検に見えたときにそのデータを見せるといふのがこの法律では決まっております。それで、随時臨検に見えたときに見せるといふことであつては大変消極的だと私も思うわけですね。しかも、その臨検の頻度とかあるいは監督官の数だとかあるいは対象になる事業所の数だとかというふうなものが、昨年の国会での質問でも出ていたのですが、それで見ますと十年に一回くらいにしかならなかったり、話にならないような数字なんです。そこで、これは届け出義務というものを事業主に付すべきじゃないかというふうに私は考えるのですけれども、そ

れをなさらなかった理由をわかりたいことが一つ。

それから監督官の数がたつた三千名やそこらでは、二百七十万もあるような企業体に対してとても臨検に行く頻度などというものは考えようもないくらい意味がないというふうに考えるので、たしかこの前の国会の島本委員の御質問だつたと思いますが、監督官の数をふやすということを早急にするといふことを大臣に要望しまして、大臣は承知しましたとお返事していらつしやるのですが、五十年度の予算でこの監督官の数をふやしたのかどうか、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○東村政府委員 第一点の労働基準監督署に届け出ることを規定しなかったのはなぜかというお話でございますが、御質問の中でもすでにお話が出ておりましたように、これはその結果の記録及び保存を義務づけられております。したがしまして、労働基準監督署としては必要に応じて事業場に立ち入り、記録を検査し、監督することができまので、一律に各事業場から毎回の測定結果の報告を受けるまでもないというふうに考えたわけでございます。そうしますと、十年に一回くらい行く程度では、とてもじゃないけれども問題にならぬじゃないかという御指摘があるわけでございますが、私どもの考えておりますのは、今回問題になります事業場は大体六万事業場くらいでございます。そうなりますと、当然のことそういう事業場に対しては集中的に監督をやつていきたい、指導をやつていきたいというふうに考えますので、平均して十年に一回とか十年に一回ににならないといふことではございませんので、かなり濃密な監督をやつていくことになると思ひますので、必ずしも監督署にこういうものを一々出される必要もないのではないだろうかというふうに考えたわけでございます。

それから監督官の数の問題、定員の問題でございますが、これも御指摘のように私も自身、特に今回は労働大臣が先頭に立たれてまして監督官の増員問題をいろいろ御苦心、御苦勞願つたわけでございます。その結果、一般には定員が削減されてゐる中におきまして、必ずしも多くございせんが三十人の増員を得ました。それからつけ加えて申し上げますと、産業安全専門官及び労働衛生専門官については、それぞれ二十九名の増員を願つたわけでございます。もちろんこれだけでは足りませんので、また来年度におきましてもこの増員問題についてはがんばつていきたいと私も考えている次第でございます。

○金子(み)委員 いまのお話の、対象は六万事業所だといふのは有害物質取り扱いの事業所だけですね。全体の事業所ではございませんね。そうすると有害物質取り扱い事業所だけを仮に取り上げたといたしまして、そしていま大臣の御努力で増員ができたといふことでございしますが、この増員された数で六万の対象についてはどれくらいの頻度で臨検ができるのですか。

○東村政府委員 それは機械的になかなか割り算できない問題でございます。私が申し上げましたのは、測定法による測定の必要であるといふこととなる、つまり五種類の事業場を持つてゐる、作業場を持つてゐるところが六万あるといふことを申し上げたわけですが、三十人ふえたからどうこうというふうな機械的なわけにはまいりません。ただ、十年に一度というふうな頻度よりは、こういう事業場ではもつと濃密にやつていきたいといふことになれば、一々届けさせなければならぬ。そうすればベターかも知れませんが、その欠陥を補つて十分やつていくようなことにできるのではないかと、これを申し上げたわけでは、頻度がどのくらいになるか、これはやはり全体の監督指導計画を見渡さないと計算はできませんが、いづれにいたしましても、こういう法律ができた際にはそこそこ集中的に監督を施行していきまうので、平均以上の頻度で監督をすることにしようといふことを申し上げたわけでございます。

○金子(み)委員 そういふふうにお逃げになると困つてしまふのですけれども、一般的に言つて平均値を出していただければいいと思つたのです。重点になさるというのとは、六万事業所があるとおっしゃいましたね、ですから六万事業所には臨検に頻繁にいらつしやうという御計画でございましょう。そのほかの二百七十万ほどある対象の残りの分はそのままにしておいても、その六万に集中的に行こうというお考えのようですか、集中的にお調べにならう、臨検に行こうと思つていらつしやる、それはどのくらい行かれるようになるのであるかといふことを申し上げたのです。

○東村政府委員 私の御説明がやや不正確であつたかも知れませんが、全体の事業場についての監督の平均値よりも、こういう有害な作業、事業あるいは物質を扱つてゐるところは、濃密な監督をしていこうといふことでございまして、六万事業場について集中的にというふうに私が説明したきらいがございしますが、それに特に集中するといふ意味ではございません。もう少し幅の広い意味で有害なあるいは危険な作業について重点的にやつておりますので、十年に一回というよりは、こういう危険な作業、危険な物質を扱つてゐる事業場に対しては監督が濃密になるはずであり、そうしたいといふことを申し上げたわけ、六万についてどのくらいという計算をしたわけではございません。

○金子(み)委員 それではそれだけでなくもいいですけれども、濃密にというのとは常識的に言つてどのくらいのことでございせんか。労働省で濃密にしようとお考えになつていらつしやるのはどれくらいですか。十年に一回じゃなかったら一年に一回ですか。

○東村政府委員 いろいろ考え方はございしますが、ごくわかりやすく言えば一年に一回とかあるいは一年に一回以上、問題業種、問題事業場についてはさらにやつていきたい、そういうわけでございます。

均値を出していただければいいと思つたのです。重点になさるというのとは、六万事業所があるとおっしゃいましたね、ですから六万事業所には臨検に頻繁にいらつしやうという御計画でございましょう。そのほかの二百七十万ほどある対象の残りの分はそのままにしておいても、その六万に集中的に行こうというお考えのようですか、集中的にお調べにならう、臨検に行こうと思つていらつしやる、それはどのくらい行かれるようになるのであるかといふことを申し上げたのです。

○東村政府委員 私の御説明がやや不正確であつたかも知れませんが、全体の事業場についての監督の平均値よりも、こういう有害な作業、事業あるいは物質を扱つてゐるところは、濃密な監督をしていこうといふことでございまして、六万事業場について集中的にというふうに私が説明したきらいがございしますが、それに特に集中するといふ意味ではございません。もう少し幅の広い意味で有害なあるいは危険な作業について重点的にやつておりますので、十年に一回というよりは、こういう危険な作業、危険な物質を扱つてゐる事業場に対しては監督が濃密になるはずであり、そうしたいといふことを申し上げたわけ、六万についてどのくらいという計算をしたわけではございません。

○金子(み)委員 それではそれだけでなくもいいですけれども、濃密にというのとは常識的に言つてどのくらいのことでございせんか。労働省で濃密にしようとお考えになつていらつしやるのはどれくらいですか。十年に一回じゃなかったら一年に一回ですか。

○東村政府委員 いろいろ考え方はございしますが、ごくわかりやすく言えば一年に一回とかあるいは一年に一回以上、問題業種、問題事業場についてはさらにやつていきたい、そういうわけでございます。

○金子(み)委員 そうするとその間はだれが何かやりますか。その行かない間はそのままですね。だれもチェックしない……。

○東村政府委員 監督官あるいは専門官がそ

う形で行くわけですが、その間につきま
しては、やはり会社の内部におきまして安全管理
者、衛生管理者その他責任者において、安全管理、
衛生管理の問題をチェックしていく、こういうこ
とになると思います。

○金子(み)委員 時間が参りましたのでここでや
めなければならなくなつたわけですが、最初にも
ども、最後に大臣にお尋ねしたいのは、最初にも
申し上げたのですけれども、たとえば指定試験機
関でございませうとあるいは作業環境測定機関で
ありますとかあるいは指定講習機関でありますと
いろいろのものを指定して、そして国がやるは
ずのものをその指定機関にやらせるというたてま
えでこの法律ができ上がっているわけなんですけ
れども、何か非常にすっきりしない感じがするわ
けです。そのときにも申し上げましたけれども、
そういうふうな取り扱いというのは、たとえば試
験機関の場合には試験を厳密にするというために
基準をつくつたとおっしゃっていらつしやいます
けれども、それとの結びつき、それから指定測定
機関ですか、指定測定機関などとの関係では企業
との結びつき、こういうものが考えられるわけ
でございますね。そうしますと、何か国が直接しな
ければならぬはずのものを皆そうやって民間の
団体に委託して仕事をなさるといふ考えから、
それはなぜそうしなければならぬのかというこ
とがまだ非常にはつきりしないわけですが、もしも
その陰に、企業サイドのものの考え方であるとか
あるいは何かおもしろくない、明朗でない結びつ
きが生まれてくる可能性もないことはないという
ふうには思われますので、その辺を非常に不安に思
うわけですが、そういうことはもちろんないはず
だと思ひますけれども、その点について大臣の御
決意を承つて質問を終わりたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 いま先生から段々の御質問拜
聴しながらも感じたことですが、こういう勤労者
の作業環境をよく守つてそして安全にしていくな
いうことは、いまから先大事なことでございませ
う。そういうことからしまして、いろいろな機関ある

いは試験の問題、あるいはいままでそういうもの
と姉妹関係である方々がこの認定なり資格をとる
場合の問題等々、御疑問に思われるのは私も一応
理解ができるわけでありまして、そういうものを
よく調整していこう、こういうふうな感じており
ます。

もう一つは、企業サイドの話もありますけれど
も、こういうものをきちんとやるといふのが最近
の企業が勤労者を守ることでもございませうので、
私の方は御指摘のように、増員についても定員削
減の中でいささかの皆さんの激励において努力
したことでもございませうが、いまから先もそうい
うことをやりつつ、そしてこういう有毒性のものな
どについては本当に企業サイドにならないで、勤
労者を守ることがまた企業の立場にもなるという
形において、前進の姿勢をとっていきたい、こう
思つております。

○金子(み)委員 ありがとうございます。終わ
ります。

○戸井田委員長代理 次に、石母田達君。

○石母田委員 作業環境測定法案は、先ほど大臣
から趣旨が説明されましたように、その目的は、
労働安全衛生法と相まって、作業環境の測定に関
していろいろ必要な事項を定め、「適正な作業環境
を確保し、もつて職場における労働者の健康を保
持することを目的とする。」というふうな言われ
たわけですが、労働安全衛生法は、その目的はこの
法律の第一条に書いてありますように「職場にお
ける労働者の安全と健康を確保する」、そして「快
適な作業環境の形成を促進することを目的とす
る。」というふうな内容のものであります。

この法案に關しまして、私きょう神奈川県東部の企
業に起きております一人の若い女性の死亡の原因
をめぐつて質問したいというふうな思ひわけ
です。

この方は、横須賀にありますが富士電機の中央研
究所で昭和四十九年七月二十日つまり昨年の七月
二十日、二十一歳で死亡された柳原千鶴さんとい
う方です。この方は昭和四十六年四月にこの研究

所に入社されました、四十九年六月二十日病気で
退職して、つまりその一カ月後に死亡した方であ
ります。この方は神奈川県立三崎高校を卒業して
おられるわけでありましたが、高校時代は卓球の選
手であつたし、入社後もユースホステル部に入つ
て活動し、お母さんの話では二十一年の年まで病氣
らしい病氣はしたことがなかった。四十八年秋に
は全富士体育大会にバレーボールの選手としても
出場したことがあるし、その年の十月その会社の
旅行にも行つた、こういう元気な方であつた。と
ころがその方がその四十八年の十月ころから腹痛
を訴えるようになって、四十九年に入つて体がや
せ、せきも出るようになった。そして腹痛はまし
ますひどくなつて、四十九年の二月十一日に発病
というところで横須賀市民病院で診察を受けた結
果、胆のう炎と診断された。しかし腹部の痛みは
とれなかつたといふことで、二月十六日に浦賀
ドック病院に入院している。そして検査の結果、
胆のう炎、腎盂炎、尿路感染症併発といふふう
に診断されて四十日余り入院、そして三月三十日
に全治しないまま退院して復職しております。これ
以後若干職場は変わりましたが、この方が
七月二十日に亡くなられたわけでありませう。この
死亡された原因をめぐつて、この女性が勤めてい
た職場が弗化水素とかあるいは有機溶剤であるア
セトン、トリクロロエチレンなどのいわゆる毒
性のある薬品を使用していた職場に三年くらい勤
めていたといふことのために、これはこうした有
害薬品との関連の病氣ではないかといふことにつ
いて、いま会社側のこれには関連性があると思
はないといふ見解と、そうではないのではないか
といふ見解があるわけでありませう。こうした事実
について知つておられるかどうか、お伺ひした
と思ひます。

○東村政府委員 富士電機のたゞいまの中央研究
所について、具体的にいま先生御指摘のようなこ
とを事前に私どもは承知してはおりませんでした
が、一応昨日お話しございましたので早速情報とし
ては承知した、かような次第でございませう。

○石母田委員 その情報として得たという中に、
この女性が勤めていた職場がフォトエッチングと
いう作業を行う第三部といふところで、そしてこ
れはひずみゲージをつくる工程の一部分でありま
す。このクリーンルームといふ部屋、これは三メー
トル掛ける六メートル掛ける三メートルといふ大
きさの部屋で作業していた人である。そしてこの
作業の内容は、トリクロロエチレンとアセトン
で洗つたウェハー、金属片に樹脂を塗布して、そ
れに光を当てて樹脂を感光させ、弗化アンモン、
弗酸の混合エッチング溶液中でエッチング、これ
は常温十五度Cでやるそうですが、その後百度C
のケムストリップの中ですすいで洗淨し、水洗して終
了する作業を毎日繰り返していたといふことにな
つておりますけれども、こういう事実については知
ておりますか。

○東村政府委員 私どもの方がきのうのきょうで
ございませうので、そう正確ではございませうが、本
人は研究助手として半導体の基盤焼きつけ作業、
これは写真彫刻の研究だそうでございませうが、こ
れに従事していた。作業の内容は、弗化水素酸、
弗化アンモンを使用して基盤の表面を腐食する
云々といふので、若干の薬品名が出ておる、こう
いふような情報になっております。

○石母田委員 そうすると、少なくとも弗化水素
あるいは弗酸といふのですか、そういうものを使
用していたといふことは、その職場で仕事をして
いたといふことは事実です。

○東村政府委員 正確に私どもは実態を握つて
いるわけではございませうが、恐らくそういうこと
になると思ひます。

○石母田委員 ハリソン内科学という、私専門
じゃございませうが、こういう書が世界でも最も
一般的に使われている内科学教科書であるといふ
ふうな聞いておられますが、そうですか。

○中西政府委員 残念ながら、私その点存じてお
りませう。

○石母田委員 いま労働省の方に、私は最も権威
あるものかといふふうな聞いていたら、最も一般的に

使われている内科学の教科書であるというふうにお答えをいただいたのですけれども、ちょっと調べていただけたらいいですか。

○中西政府委員 きょうは専門の医者が参つておりませんのでわかりませんが……。

○東村政府委員 ただいまの問題につきましては、専門的なことでございますので、私も必ず調査してみたいと思います。

○石母田委員 いま調べてもらったら、あなたの方の専門医の話が、最も権威あるという言葉では困るけれども、そうじゃないけれども、権威あるという相対的になるから、最も一般的に使われている内科学の教科書であるというふうに理解している、こういうお答えであつたから、当然そういうふうにご答弁がくると思つていたら……。

○中西政府委員 権威ある内科学であるということは私は存じておりませんけれども、ただ非炭化化合物、特にそのうちでも非炭化水素酸が非常に有害度の高いものである、そして、目とか鼻とかの、粘膜を刺激して、これを大量に吸入しますと、肺水腫、肺の中に水がたまるとかあるいは気管支炎を起こすと言われていることは知っております。

○石母田委員 お互いに専門家ではありませんから、これは調べてもらえればわかるけれども、ハリソン内科学というのは、あなたの方の答えでも、世界で最も一般的に使われている内科学教科書だそうでございますが、その中の七百六十五ページにいまあなたが言おうとしたことが書いてあるわけですね。

「フッ化物 フッ素の塩類は、殺虫剤に広く用いられている。フッ素ガスやフッ化水素は、工場で用いられている。後者は強い腐蝕剤である。」「フッ素、またはフッ化水素を吸入すると咳と窒息感を引き起こすが、一日か二日の無症状期の後、発熱、咳、チアノーゼ、肺水腫が進展する。フッ化物の摂取では、嘔気、腐蝕組織を吐物に含む嘔吐、下痢、腹痛が起こる。」「患者が、急性期に死亡しなかった場合には、黄疸や尿があらわれる。慢性フッ化物中毒では、体重減少、衰弱、貧血、骨脆弱化、関節硬直が特徴である。」そして

これがひどくなると死亡するというふうなことが書いてありますけれども、こういうふうなことは、いまあなたが言われようとしたことですか。

○中西政府委員 大体そのようなことだと私も聞いております。

○石母田委員 この非炭化物と、もう一つは先ほど言った有機溶剤の二つが混合して使われている職場に勤めていて亡くなったわけですね。この二つとも有害薬品として、それぞれ特定化学物質あるいは有機溶剤の予防規則によって法的にもいろいろの規制がなされている、こういうふうにも私も理解しておりますけれども、この二つともそうでしょうか。

○中西政府委員 そのとおりです。

○石母田委員 この問題について、堀光興という人、この富士電機中央研究所の第二部に最近まで勤めておられた方です。いまやめているそうですが、量子化学関係の工学博士であります。この人が、この死因について疑問を抱いているわけですね。同時にまたこの家族の方も、このいまの関係について、会社の説明では、先ほど言ったように十分納得していないわけなんです。しかも、私は非常に不思議に思つておりますのは、企業としてこの問題を究明していくという態度ではなくて、むしろこういう問題を外に出すまいという傾向があるのではないかと、うかがうことができる点であります。

〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、もしこの方がそういう関係で亡くなったということになるならば、同じ職場でやはり他の女性も勤めておられるわけですね。こうした問題については、やはりきちんと安全衛生、あるいはきょうの問題になつております作業環境の測定という問題からいって、これは会社側として十分な措置をとっているのかどうか、あるいはそれをとっていないか、たまためにそうした問題を外に出すことを恐れているのかどうか、こういうふうな疑念を抱かざるを得ないことがたくさんあるわけでありまして、と申しますのは、その富士電機の労働組合の新

聞にこういうことが書かれているわけですね。これは四十八年の十月のものですけれども、つまりこの方が亡くなる前ですね。電機労働の安全衛生月間という中で調査をやつた。ところが「現在従事している仕事又は取扱っている薬品・機器のためと思われる肉体的・精神的な異常があると回答した人は調査人員の約十パーセントになっています。」これは全体の職場ですよ。「このうち、女性が男性の約二倍になっています。女性組合員の場合、二十歳前後が大半で勤続年数としては二ないし四年に集中しています。」「こういうことなんです。そして、その症状というものは非常に似通つたものが多くなつていくということですね。有機溶剤、酸、アルカリを取り扱っている職場、ここでは具体的な症状として、頭痛、目まい、不眠、生理不順、疲れやすい、手足にしびれ、それは末梢神経の方ですね。こういう症状があらわれているというのです、組合の報告で。そして、

取扱っている有機溶剤としてはトリクレレン・四塩化炭素・アセトンなどが主なものですね。酸としては硫酸・硝酸などがあります。これら薬品を使用して半導体、金属の洗浄作業、エッチング作業などに携わっている組合員に異常が出ています。

これら有機溶剤にはシンナー、ラッカーなどが含有されている恐れがあり、長期間これらの蒸気を吸入すると貧血・肝臓障害、そして女性には月経障害・性欲減退・胎児障害などが発生してきます。これらの前期症状としてはめまい、頭痛などが主たるものです。特に女性の場合には男性と違つて化学有機物に接触した時に抵抗が弱いといわれ、今回の調査で、有機溶剤による異常が女性に多かった事によつても、この事は証明されるようですね。この原因は女性に皮膚が繊細な事、月経による血液の消耗で中毒物質に抵抗が弱いためにとされます。女性の機能は生殖機能を営むための男性以上の重荷がかかつて中毒に対する抵抗機能が發揮出来ない事も大きな理由になっていきます。働く婦人に対する保護につ

いては十分な検討が必要であります。こういう記事が載つていられるわけなんです。そうしますと、この職場については、組合が調査した時点でも、そのような危険性があるということが出てくるわけですね。

このようなところで、こうした方が、先ほど言つたような病状の経過をたどつて亡くなったということから、その死因について、この職場で使っている有害薬品との関連について疑念を持つのは当然のことだといふふうに私は思うのです。この点についてまず御見解を、全然知らない、いまの話をお聞いただけでも大臣はどう思いますか。

○東村政府委員 ただいま先生のお話にございましたようなものもろの問題でございます。ただ、会社といひますか研究所の方で、情報として私ども、きのうのきょうでございますが、確かめましたところでは、研究所全体では二十人ないし三十人の貧血の所見者、これは主に女性の方だそうですが、貧血になつていられるという方が二十人ないし三十人おられる。被害者が従事していた作業場のみについては認められないような状況であると、これは情報でございますが、そういうふうなものが入つております。

それから一方、労災保険の方ではまだ請求をいただいております段階でございますので、何とかいたしまして最近の研究所、事業場の実態を把握しておりますので、早速監督指導をやつてみたい、かように考えます。

○石母田委員 私は、これは非常に重大な問題だと思つております。それで、彼女が亡くなる前に横須賀の共済病院の医師に、同じ職場で働いている同僚で自分と同じような症状の人が何人もいたというのを訴えているわけですね。先ほど組合の調査も大体その当時出ていたわけなんです。特にこの二十歳前後の女性が働いているということ、それが先ほどどうも組合の調査でも、あるいはハリソン内科学に出されたような症状に似たものが出てきているということになれば、私は、これは人命問題から言つても、労働者の生命と健

康の保護から言っても非常に重大な問題だと思っ
ているんですよ。

この問題について、この会社が一体どのような
処置をとってきたのかという事で、私どもの調
べでは、有機溶剤中毒予防規則というのがござ
いますね。この二十八条には、いま言ったアセ
トンとかトリクロルエチレンとかトルエンとか
いう先ほど言った名前のものが当然これの対象に
なっているわけですね。これが使われているとい
うふう言われているわけですよ。これでは、こ
れを使うような「屋内作業場」について、三月以
内に一回、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定
しなければならぬ。」そして、それについての結
果、測定をいつやったとか測定方法とか測定個所
とか測定条件、測定結果、こういうふうなもの
を三年間保存しなければならぬということになっ
ているわけですね。それから同規則の二十九条、健
康診断も雇い入れの際やその後六月以内ごとに一
回、定期的に、次の項目について医師による健康診
断を行わなければならない。「頭痛とか不眠とか
焦燥感、目まいとか三項目、いろいろ書いてあり
ますね。そしてこの結果についてはやはり五年間
保存して、個人票をつくっておかなくてはならぬ。
こういうふう書いてあるわけですよ。

それから、もう一つの特定化学物質等障害予防
規則というのには、先ほど述べましたいわゆる弗
化水素が入っているわけですよ。いいですか、大臣。
これにも三十六条で「六月以内ごとに一回、定期
に、第一類物質又は第二類物質の空気中における
濃度を測定」して、事業者は、その測定結果を三
年間保存しなければならぬ。また、健康診断につ
いても先ほど同じような「六月以内ごとに一回、
定期に」という四項目書いてありますけれど
も、こういうものについて「医師による健康診断
を行わなければならない。」こうした法的に決め
られている規則とおりのことを一体やってきたの
かどうか、これはあなたの調査でどうなっていま
すか。

○東村政府委員 私どもが監督指導をいたしまし
たのは、四十四年以前の姿についてやりましたの
で、実は最近の実態については、冒頭申し上げま
したように、昨日御指摘をいただきました早速情
報程度にキャッチしたわけでございますが、それ
によりまして、いろいろ規定ございますが、その
中で有機溶剤等使っておりますので、当然有害物
が蒸気となって発散しますので、これを防止する
ために局所排気装置というものをつけなければな
らぬことは、いまの御指摘の規則の中にもありま
すが、これは設置されている模様でございます。
それから、健康診断につきましても、有機溶剤中
毒予防規則に基づく健康診断が行われている模様で
ございます。模様であるという言い方しかできませ
んのは残念でございますが、さらにこの辺の詳細
については早速調査してまいりたいと、かように
考えております。

○石母田委員 その決められている測定について
はどうですか。いま読み上げましたね。

○東村政府委員 ただいま申し上げましたよう
に、局所排気装置はつけられておりますが、この
性能もちょっとはつきりいたしません。それから
作業環境の測定につきましても行われていたよう
でございますが、その測定値等は現在明らかでござ
いませぬ。いずれにいたしましても、さらに全
体的に調べてまいりたいと、かように考えており
ます。

○石母田委員 そこが一番の大きな争点になっ
ているのです。つまり測定はやっていないというこ
となんです。それがいま組合に対しては会社の方
では測定の機械がどうのこうのという事で測定
をしてないということなんですけれども、これは
測定が行われている模様であるということは確実
なことですか、その根拠ですね。

○東村政府委員 あくまでもこれは模様でありま
すので、ここではつきり確実に行われたというこ
とは申し上げられないわけでございますから、そ
の辺はさらにはつきりさせたい、かように考え
ております。

○石母田委員 しかし国会で、模様でも何でも
やっているという事で、事実問題ですからね、
模様であるというふうにあなたが判断されたのは
単なる推測じゃないのでしょけれども、その模
様であるというのには、会社がやっているというふ
うに言っておるのか、それらしいことを言ったの
か、あなたの方の調査でそういうふうになっている
のか、はつきりしていただきたい。

○東村政府委員 模様であるという情報をもらっ
たわけでございます。私どもの判断ではござい
ません。実際にきのうの夕方でございますが、監
督署の方から研究所の方へ参りましていろいろ調
査をとりあえずやったわけでございますが、その
際そういう結果を得たので、私どもの方は模様で
あるという情報を得たわけですが、どういふこと
から模様であるという判断をしたか、そこま
では実ははつきりいたしません。

○石母田委員 私どもへは、会社の方は測定する
必要はない職場だ、監督署からも特別に指示も来
てない、こういうような情報も入っているのです
けれども、このような職場について、当然、予防
規則に基づく測定なりあるいは健康診断その他が
適用されるべき職場だというふうに私は考えます
けれども、あなたはどうか。

○東村政府委員 先ほどお話ししましたような
職場でございまして、有機溶剤その他使っておれ
ば有機溶剤中毒予防規則等が適用されますので、
そうされますれば、測定であるとか健康診断であ
るとか特別の義務づけがつくわけでございませ
う。したがって、その職場がどういふ職場かとい
うことでございまして、それは先ほどお話しがあ
ったような職場でございまして、おそらく有機溶
剤の予防規則等が適用される職場だと思えます。

○石母田委員 そうすると、そういう判断をされ
る職場で、もし測定は必要じゃないということ
でやらないとすれば、その判断というのは会社側
がするのですか、監督署がするのですか。私は、
当然これはあなたの方の判断すべきものだと思
っています、会社が勝手に判断して、しなく

ていいんだというふうなことは、監督署がそうい
う指導をしているのかな。それはどこで判断する
のですか。

○東村政府委員 一定の作業現場にどういふ法律
が適用になって、そのためにどういふことをやら
なければならぬかという事は、当然のこと、こ
れは事業場で判断するわけでございまして、その
判断が正確であるか誤っているかということに監
督するのが監督署の役目でございます。したが
いまして、作業の実態がどうなっているかによ
って、仮に事業主が判断しても、誤っておれば、それは
監督署として監督をし正をさせる、こういう関
係になると思います。

○石母田委員 それでは、あなたたちはこれは測
定が行われている模様だという情報を得ている、
われわれは測定は行われていないという情報を得
ておりますので、これは重要な問題であって、あ
なたたちの見るところでは当然これは規則が適用
されるべき職場だと思ふ。したがって、これに基
づく健康診断あるいは測定が当然行われなければ
ならぬというふうに言うわけでしょう。ですから、
そういう立場から、これは嚴重に立入調査なんか
していつもらいたい。これはいいですね。

○東村政府委員 そのようにしたいと思ひます。
○石母田委員 それで私がもう一つ言いたいこと
は、お母さんの話によると、途中で彼女の病状に
ついて三月三十日から六月二十日の間に血液検査
をした結果、赤血球、白血球、血色素など、すべ
て通常人より著しく低かった。そうしたときに上
司に、君はひどい貧血症だから、他の病院に行か
ず富士電機病院に行きなさいと言われた事実があ
る。そこで、ここでお母さんと言ひ争ひしている
わけですね。お母さんはノーですね。何も自分の
体なんだから会社の病院だけでなくて自分で希望
する病院に行きたいじゃないか。これは当然
のことだと思ふ。そこでこの方がたまたま富士電
機病院以外にとろに行つたから、こういう問題
が明らかになったと私は考えているのです。私
はここでも再三言うのですけれども、医師の選択

の自由ですね。特に大企業で、自分たちのそうしたいという現在までやってきた労務管理上、あるいはこういう労働安全衛生法上のいろいろな不手際、あるいはかなりこういう危険性のある有害物質を使っているところで働いている労働者に、富士電機病院に行きなさいとか、あるいはまた、こういうことを職場の人が掘さんに話したといつて、職制からどういふことなんだと詰問されるといふような状況も出てくるわけです。こういう態度はいろいろ個人の行動は別として、会社全体がやったかどうかは別として、私はきわめて遺憾だ。こういう問題は先ほど言ったように、そういう疑わしいことがあつたら会社としてもあくまでもきちんとして究明して、こういう事態がほかの人たちに波及しないように、あるいは家族を含めて全体に納得のいくような形までとことん追求するのが事業所の態度だと思ふのです。これがいま言ったように測定も行われてないんじゃないかといううな、非常に重大な労働者の生命と健康に対して一体どういう態度でいるのか。ただ大企業のそうした横暴といふか、企業のいわゆる社名というかそういう立場から、こうした問題を究明したりあるいは公表されることを恐れるという立場からの処理に終わっている。これは重大な問題だと思ふのです。こうした職場というものは非化学系、これは目盛りなんかつくるのはみな使いますから、かなりあるわけです。こういうことが行われていふことは重大な問題で、私は大臣に聞きたいのです。この問題は富士電機という大企業です。それから、大企業になると弱くなるので、そうならないように、徹底的に調査してもらいたいと思ふので、大臣からも一言その決意をちょっと言つて下さい。

○長谷川国務大臣 お話によりますと、二十一歳なる若き乙女がそこに職場を求めて、そして働く、それはやはり自分が生きていくためのことですが、そういうところでおっしゃるようなことで命を失うということと、これは大変なこととございます。これは私の方で、いまいろいろお話を

伺つたばかりでございますから、役所の手続としてよく調査をして、ほかの者もそういうことにならないように万全の対策をひとつとつてまいりたい、こう思つております。

○石母田委員 それから再三ここでもお伺ひして回答は得ていますけれども、医師選択の自由ですね。こういう場合に会社の指定の病院に必ず行かなければならぬ、こういうことはないわけでしょう。

○東村政府委員 労働者があるいは勤めている方が病気になるという場合には、一応会社の方で指定するお医者さんに行きなさいと言ふことは悪いわけではございませんが、何といひしてもやはり患者とお医者さんの信頼関係が大切でございますので、その別のお医者さんに行くということとをいけなさい、ここにしなければいけないと強制することはないと思ひます。

○石母田委員 それから委員長に私、希望しておきたい。

この問題について、あなたは聞いておられたかどうか知らないけれども、非常に重要な問題なので、委員会に対していまの調査の結果をきちんと明らかにする。それで特に先ほど健康診断をやられたという話なんです、その関係の職場の健康診断の結果と、それから柳原千鶴さんの入社以降の規則に基づいた血液検査、これは何かやつていふらしいのです。もしそれがあつたら、死亡するまでの血液検査の結果、これも含めてぜひ明らかにするように委員長の方で取り計らつてもらいたい。

○大野委員長 はい。

○東村政府委員 委員長の方で取り計らつていただくわけでございますが、私どもの方の一般論を申し上げますと、監督指導をしたり、あるいは実態を把握する場合に、微妙に個人のあるいはその当該人の秘密といふか、裏返して言ひますならば、了解を得ない問題としてはまずいいのじゃないかという問題がございまして、全体の傾向がわかるような資料というならば別でございまして、

が、個人個人の資料についてはそういう問題があるということだけをひとつお含みいただきたいと思ひます。

○石母田委員 最後に、こうした、先ほど言ひましたように、非化学系あるいは非酸関係のこういう特定化学物質を使っている職場、職種というのは、大体たええはどういうものがあつて、どのくらいあるものか、おおよそわかりますか。

○中西政府委員 そこまでは資料を持ち合わせておりませんが、先生先ほど御指摘になりましたように、いろいろガラス機器等に目盛りを打ったり、模様をつけたらという腐食に使用いたしますので、そういう関係の事業場になるわけでございますが、数字は持ち合わせておりません。

○石母田委員 それはかなり毒性の強いもののですね。それで、この方が直接あつたかどうかといふこれはいろいろ今度調べていただくこととして、かなりこれは危険なものであります。それから有機溶剤についても、先ほど述べましたように、これは非常に毒性のあるものですから、こういうものについてこの富士電機の職場だけではなくて、こういうものを使用しているところについて改めてよく法的な立場から、また労働者の健康を本當に守つて、予防的な措置から全面的に再検討するようにぜひこれは大臣から指示していただきたい、これは大臣どうですか。

○長谷川国務大臣 言われるその有害といふものは健康に支障を来たすようなもの、そういうものはいまから先も厳重にお互いが対処していかなければならぬと思ひますが、それを使つていふ工場が幾つあるとかどういふ業種があるかといふと、なかなかこれは専門的でございまして、しかしながらそういうものを注目して対処するような姿勢でまいりたい、こう思つております。

○石母田委員 それを早速調べて私の方にも報告してください。どのくらいの職種で、どういふものがあるのか、そしてそれに基づいていま大臣が言われたような方向でぜひ検討して、こういうような疑いのあると言われる事故を絶対起こさないように、また現在職場に働いている人たちのあくまでも生命を大事にする、またそれをひた隠しにするような企業に対しては厳重な措置をとるよう、こゝろを最後に要望したいと思ふので、最後に大臣、もう一回どうですか。

○長谷川国務大臣 石母田さんのおっしゃつたような方向で私たちも考えてみたい、こう思つております。

○石母田委員 質問を終わります。

○大野委員長 次に大橋敏雄君。

作業環境測定法案の審議につきましては、衆参両院の当該委員会でもかなり審議されてきておりますので、私はできるだけ重複を避けてお尋ねしたいと思ふので、私だけでは、この法律の制定の目的は、作業環境中の微量の有害物についてもこれを測定して適正な作業環境を確保し、そして職場における労働者の健康を保持しようとするものであると思ひます。

そこで、この法律にうたわれております作業環境測定機関の業務の適正かつ公正な実施についてはいかに確保する考えであるかということなんですけれども、とかくレベルの低下といふか、あるいは企業とのなれ合いなどによつていかにけんな測定がなされるおそれもあるまいと思ふ、こういう気持ちから、こういう点についてお尋ねしたいと思ひますが、いかがお考えでございましょうか。

○東村政府委員 おっしゃるように、作業環境測定をする場合に、その業務が適正かつ公正でなければ意味がございせんので、それをどうやって担保するかということとございまして、これにつきましても法律の中にいろいろの条文が設けられておりますが、まず労働大臣の定める作業環境測定基準に従つて測定しなければならぬ、いいかげんな測定ではだめだ。それからその測定の結果を記録し、保存するように。これは裏返して言ひますと、監督官等が立ち入つてその記録の結果を見ながら監督指導をできるように。さ

ように、また現在職場に働いている人たちのあくまでも生命を大事にする、またそれをひた隠しにするような企業に対しては厳重な措置をとるよう、こゝろを最後に要望したいと思ふので、最後に大臣、もう一回どうですか。

○長谷川国務大臣 石母田さんのおっしゃつたような方向で私たちも考えてみたい、こう思つております。

○石母田委員 質問を終わります。

○大野委員長 次に大橋敏雄君。

作業環境測定法案の審議につきましては、衆参両院の当該委員会でもかなり審議されてきておりますので、私はできるだけ重複を避けてお尋ねしたいと思ふので、私だけでは、この法律の制定の目的は、作業環境中の微量の有害物についてもこれを測定して適正な作業環境を確保し、そして職場における労働者の健康を保持しようとするものであると思ひます。

そこで、この法律にうたわれております作業環境測定機関の業務の適正かつ公正な実施についてはいかに確保する考えであるかということなんですけれども、とかくレベルの低下といふか、あるいは企業とのなれ合いなどによつていかにけんな測定がなされるおそれもあるまいと思ふ、こういう気持ちから、こういう点についてお尋ねしたいと思ひますが、いかがお考えでございましょうか。

らには測定機関が虚偽の結果を表示したようなときには、測定機関としての資格なしとしてその登録を取り消す。その他労働大臣は測定機関に対し必要な事項を報告させることができる等々の規定がございまして、その業務が公正かつ適正に行われるように担保されている、かような次第でございまして。

○大橋(敏)委員 先ほど申し上げましたように、長い期間経過していくうちに、いま申し上げましたような企業とのなれ合いというような立場からいかげんな測定がなされるのではないかと。いろいろ決められておりますですね。もしそうしたい、いかげんな測定がなされたというような場合は、単なる測定機関を取り消すという程度のものであるのか、それともそのほかそういうものを未然に防ぐための特別の講習といふか研修といふか、そういうもの等を行うというような考えはないのかどうかということですが……

○東村政府委員 それは、意識的にいかげんなことをやったという話はなりません、間違つてそういうことをやったということになりまして問題でございまして、いま先生御指摘のよう、講習であるとか研修であるとか、特に資格を受ける場合には、試験のみならず講習をするということが前提になっておりますし、その資格を得た後におきまして、いろいろの化学物質など出てきたり、新しい作業のやり方などが出てきますので、随時研修等をやっていくたい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 作業環境測定機関の登録を受けるための条件として、まず事務所があることとあるいは測定機器があるかどうか、それから第一種の測定士がいるかどうかということが要件になつてゐるようございまして、第一種とまた第二種というのがありますけれども、それはどういう理由でこうして分けられてゐるのかどうか。

○東村政府委員 第一種と申しますのは、作業環境測定の全部にわたつて、つまりデザイン、サン

プリング、分析という全部にわたつてそれが行える資格のある者でございまして、第二種といふのは、分析までは行えない、そのデザイン、サンプリングといふようなところとどまる者が第二種でございまして。

なぜこういうかっこうを設けたかといふと、やはり本来作業環境の測定をするのは事業主みずからがやるのが一つのたてまえでございまして、それができるためには、中小企業等では全体をやつていただくような作業環境測定士を雇うことはなかなかむずかしい。そこで第二種のように途中で作業環境測定士がやれるようにしておいて、それ以降についてはほかの機関に委託をするというやり方もよろしいのじゃないかと、実態に合つてゐるのじゃないかという観点から、そのような区別、そのような権限のある二種類の作業環境測定士を設けた、こういうわけでございまして。

○大橋(敏)委員 いまの答弁で大体理解できてきましたけれども、この作業環境測定士、これは一般の事業主が抱きかかえてゐるといふか、雇用してゐるといふか、そうした中にゐる測定士、それから作業環境測定機関の業務に携わる測定士、測定士そのものの資格要件といふものは同じだと思つてゐるわけですが、いま中小企業等は、そこまでの測定士を抱えるだけのものはないといふことと、運営上一種と二種、そういうものを設けた、このようない理解でよろしいのでしょうか。

○東村政府委員 おおむねそういうことだと思ひます。

○大橋(敏)委員 それではお尋ねいたしますが、作業環境測定の中立性を確保する観点から、第三者測定を原則とすべきではないか、私はこのように思つてきたわけですが、この点についてどのようにお考えであるか。

○東村政府委員 作業環境の測定という問題自身は、安全衛生法六十五条において事業主に義務づけられてゐるところでございまして、つまり、事業主としてこれを行わなければならない仕事になる

わけでございまして。ただ、先生いま御指摘のように、技術的なことは第三者にやらせたらどうかという御指摘かと思ひますが、やはり事業者みずからが最もよく作業場の生産工程であるとか原材料であるとか、そういうものを知つておるといふことが一つございまして。それから、事業主がみずから測定を行うことによつて、どこに問題があるのか、どういふふうにしたらよろしいのかという認識が高まるということもございまして。そういう意味合いにおきまして、事業主みずから行うことが適当であるといふことが言えるわけでございまして、ただいま申し上げましたような現行の労働安全衛生法六十五条においても、そのような観点から作業環境の測定は事業者の義務と定められてゐるところでございまして。

○大橋(敏)委員 いま私が考えていたことは、測定の中立性の確保という観点から、第三者が望ましいといふことはおわかりになりますね。しかし、いまのお話では、第一線の作業場で働いてゐるそういう立場からの測定士、そういうものから資格を得た者が出てくるのが実際のであらうといふようなことでしょうか。そうですね。

○東村政府委員 いまおっしゃつた御趣旨のとおりでございまして。

○大橋(敏)委員 じゃ、次にお尋ねしますが、作業環境測定機関は、測定結果に基づいて改善指示を行うべきだといふ、これは恐らく参議院の方でも問題になつたと思うのですけれども、このように法律でうたうべきではないか、私もこう考えるわけでございまして、その点についてはいかがお考えですか。

○東村政府委員 法律自身にはそういう規定がないわけですが、まあ、それを前提の御質問だと思ひますが、この法案では、言うまでもなく、作業環境の測定そのものを適正かつ公正に行うことといふことが本来のねらいでございまして。その結果、測定の結果に基づいて、たとえば作業環境あるいは作業方法等の改善、改良を行うのは事業主の責任である、事業者の責任である、こう

いうたてまえになつております。

しかし御指摘のように、作業環境を測定したその機関ないしその人が、作業環境の測定というものを前提にして作業環境の改善なり作業方法の改良を図るといふこと、少なくとも求めに依つて助言するといふことは有益なことであるといふふうに考えます。これは法律の問題ではございせんが、私もそのようなことは期待してよいのではないかと、かように考えております。

○大橋(敏)委員 それでは、この作業環境測定機関の測定結果に基づいて改善指示を行うことになつてゐるわけですが、それにつきましても、まずその測定をする段階における測定料金の問題が出てくるわけですね。不当に高いものであつては困るし、またその適正を確保するためにはどうしていいかといふ問題が起つてくると思ひます。そういう点についてどのようなお考えでおられるのか、お尋ねします。

○東村政府委員 御指摘のうちに、この料金の問題は重要な問題だと思ひます。もちろんこういう作業環境を測定する際には、それなりのコストがかかります。したがつて、そのコストを割つて、測定の質の悪い結果が出てくると思ひます。さればといひまして、測定を委託する中小企業等につきましては、やはり負担能力の限界がございまして、そこで、そういうことをにらみながら作業環境測定料金を決めなければいけぬわけですが、これは業務規程というものをつくりますので、それを労働大臣または都道府県労働基準局長が設定または変更の認可をすることになりますので、その業務規程をつくる際に、いま申し上げましたような原則でチェックし、適正な料金を形成していこう、か

ように考えてゐる次第でございまして。

○大橋(敏)委員 この適正料金といふのは、ちょうど健康保険の点数率みたいなやり方になるのですか。こういうものについては幾ら、こういうものについては幾らといふように、もうきつと規定してしまふのかどうかということですが。

○東村政府委員 測定の結果作業環境の改善が必要であるという場合には、都道府県労働基準局長等が安全衛生改善計画というものを労働安全衛生法に基づきまして作成いたしましたして、その改善方を指示いたします。と同時に、強力な監督指導をあわせ行うわけでございますが、その場合、ただいまお話ございましたように、特に中小企業等にありましてはそういう作業環境の改善に多額な資金が必要だという場合にむずかしい問題になってまいります。そこで国が安全衛生融資制度というものをご設けまして、長期低利の資金を提供しているわけでございます。ちなみに申しますと、昭和五十年度におきましては、その総融資貸付枠として八十二億円が予定されております。今後ともこの融資制度の充実を通じて、作業環境測定法案が通りました場合には、ただいま御指摘のような問題に達着した場合には大いに活用してもらいた

○大野委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

第一章 總則（第一条—第四条）
第二章 作業環境測定法等
第一節 作業環境測定法（第五條—第十九條）
第二節 指定試験機関（第二十條—第三十一條）
第三節 指定講習機関（第三十二條）
第三章 作業環境測定機関（第三十三條—第三十七條）
第四章 雑則（第三十八條—第五十一條）
第五章 罰則（第五十二條—第五十六條）
附則
第一章 總則
（目的）
第一条 この法律は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）と相まつて、作業環境の

一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、労働省令で定めるところ

により、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、労働省令で定めるところにより、当該作業環境測定を作業環境測定機関に委託しなければならない。ただし、国又は地方公共団体の機関その他の機関で、労働大臣が指定するものに委託するときは、この限りでない。

第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を実施するときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を行行うときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを行ななければならない。

第二章 作業環境測定士等

第一節 作業環境測定士

(作業環境測定士の資格)

第五条 作業環境測定士試験（以下「試験」という。）に合格し、かつ、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習（以下「講習」という。）を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

(欠格事項)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 第十二条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算し

て二年を経過しない者

(登録)

第七条 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名、生年月日及び住所

三 作業環境測定士の種別

四 その他労働省令で定める事項

(作業環境測定士名簿)

第八条 作業環境測定士名簿は、労働省に備える。

2 事業者その他の関係者は、作業環境測定士名簿の閲覧を求めることができる。

(登録の手続)

第九条 第七条の登録を受けようとする者は、同条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する場合には、労働省令で定めるところにより、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証（第五条に規定する労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提出しなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定により申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が作業環境測定士となることができるとあると認めるときは、遅滞なく、第七条の登録を行い、登録を受けようとする者が作業環境測定士となることのできない者であると認めるときは、登録を拒否しなければならない。

4 労働大臣は、前項の規定により登録を拒否するときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録証)

第十条 労働大臣は、第七条の登録を行つたとき

は、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録証の譲渡等の禁止)

第十一条 作業環境測定士は、作業環境測定士登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。（登録の取消し等）

第十二条 労働大臣は、作業環境測定士が第六条第一号若しくは第三号に該当するに至つたとき、又は第十七条の規定により試験の合格の決定を取り消されたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、作業環境測定士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。

一 登録に関し不正の行為があつたとき。

二 第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。

三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。

四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定業務（当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。）に関し不正の行為があつたとき。

(登録の消除)

第十三条 労働大臣は、登録がその効力を失つたとき、又は作業環境測定士が作業環境測定業務を廃止したときは、その登録を消除しなければならない。

(試験)

第十四条 試験は、労働大臣が行う。

2 試験は、第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験とし、労働省令で定めるところにより、筆記試験及び口述試験又は筆記試験のみによつて行う。

3 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、

労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。

(受験資格)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律二十六号）による大学又は高等専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校において理料系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるもの

(合格証及び講習修了証)

第十六条 労働大臣は、試験に合格した者に対し、合格証を交付する。

2 都道府県労働基準局長又は第三十二条第二項に規定する指定講習機関は、講習を修了した者に対し、講習修了証を交付する。

(合格の取消し等)

第十七条 労働大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

(名称の使用制限)

第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称中に作業環境測定士の文字を用いてはならない。

2 第二種作業環境測定士は、第一種作業環境測定士という名称を用いてはならない。

(労働省令への委任)

第十九条 この節に定めるもののほか、試験及び講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録（作業環境測定士登録証を含む。）について必要な事項は、労働省令で定める。

第二節 指定試験機関

(指定)

第二十條 労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせる。

2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けた者（以下「指定試験機関」という。）は、試験事務の実施に関し第十七条に規定する労働大臣の職権を行うことができる。

3 労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとす（指定の基準）

第二十一條 労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第三十條第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律又は労働安全衛生法（これらに

基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十三條第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十二條 労働大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

3 労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)
第二十三條 指定試験機関の役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十五條第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(作業環境測定士試験員)

第二十四條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、作業環境測定士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、作業環境測定士試験員（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。

2 試験員は、作業環境測定に関する知識及び経験に関する労働省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

その日から十五日以内に、労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 労働大臣は、試験員が、この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により試験員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、試験員となることができない。

(試験事務規程)
第二十五條 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この節において「試験事務規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施に不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

(事業計画の認可等)
第二十六條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。（秘密保持義務等）

第二十七條 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

らない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（試験員を含む。）は、刑法（昭和四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（監督命令）

第二十八條 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第二十九條 指定試験機関は、労働大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 労働大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十條 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定に関し不正の行為があつたとき。

二 この節の規定に違反したとき。

三 第二十一條第二項第五号に該当するに至つたとき。

四 第二十三條第二項、第二十四條第四項、第二十五條第二項又は第二十八條の規定による命令に違反したとき。

五 第二十五條第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

六 第四十八條第一項の条件に違反したとき。

2 労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(労働大臣による試験事務の実施)
第三十一條 労働大臣は、指定試験機関が第二十

官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十九条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要と認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(労働大臣等の権限)

第四十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関の業務の適正な運営を確保するため必要と認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問し、その業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に係る試料その他の物件を取去せることができる。

2 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告等)

第四十二条 労働大臣、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律を施行するため必要と認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要と認めるときは、労働省令で定めるところにより、この法律

により、作業環境測定機関、指定試験機関若しくは指定講習機関又は作業環境測定士に対し、必要な事項を報告させることができる。

(書類の保存)

第四十三条 作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関は、労働省令で定めるところにより、作業環境測定、試験又は講習若しくは次条第一項の研修に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿及び書類を備え、これを保存しなければならない。

(研修の指示)

第四十四条 都道府県労働基準局長は、作業環境測定の適正な実施を確保するため必要と認めるときは、作業環境測定士に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う研修(以下「研修」という。)を受けるよう指示することができる。

2 作業環境測定士が事業者又は作業環境測定機関に使用されているときは、前項の指示は、当該事業者又は作業環境測定機関に対して行うものとする。

3 前項の指示を受けた事業者又は作業環境測定機関は、当該指示に係る期間内に、当該作業環境測定士に研修を受けさせなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により研修を受けるよう指示された作業環境測定士は、当該指示に係る期間内に、研修を受けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、研修の科目その他研修について必要な事項は、労働省令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第四十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、労働大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(聴聞)

第四十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十二条第二項(第三十四条第二項)にお

て準用する場合を含む。)、第三十条第一項又は第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十三条第二項の規定による処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

(政府の援助)

第四十七条 政府は、作業環境測定士の資質の向上並びに作業環境測定機関及び指定講習機関の業務の適正化を図るため、資料の提供、測定手法の開発及びその成果の普及その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(登録等の条件)

第四十八条 この法律の規定による登録、指定又は許可には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該登録、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第四十九条 次の者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者又は指定試験機関から合格証の再交付を受けようとする者)に納付しなければならない。

一 試験を受けようとする者

二 第五十条又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者

三 講習又は研修(都道府県労働基準局長が行う講習又は研修に限る。)を受けようとする者

四 第七十条又は第三十三条の登録を受けようとする者

五 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機関登録証の再交付又は書換えを受けようとする者

六 合格証又は講習修了証の再交付(都道府県労働基準局長が行う講習修了証の再交付に限る。)を受けようとする者

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(経過措置)

第五十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するとき、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(労働省令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 罰則

第五十二条 第二十七条第一項又は第三十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十条第一項、第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十三条第二項又は第三十四条第二項において準用する第十二条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関若しくは指定講習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。)は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十条第三項の規定に違反した者

二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

三、第三十九条第一項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関若しくは指定講習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員（作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。）は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項の許可を受けずに試験事務に関する業務の全部を廃止したとき。

二 第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第四十九条の許可を受けずに作業環境測定業務の全部を廃止したとき。

三 第四十一条第一項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は、質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第四十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四条及び附則第四条のうち労働安全衛生法第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分は公布の日

から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現にその名称中に作業環境測定士若しくは日本作業環境測定協会の文字を用いている者又は作業環境測定機関若しくはこれに類似する名称を用いている者については、第十八条第一項又は第三十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

（社会保険労務士法の一部改正）
第三条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一中第二十号の六の次に次の一号を加える。

二十の七 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十号）

（労働安全衛生法の一部改正）
第四条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。
四 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

第三十八条第三項を次のように改める。
三 事業者は、次の者を衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医
二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの
第十九条第三項を次のように改める。

三 事業者は、次の者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。
一 産業医
二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの
第六十五条の見出しを「（作業環境測定）」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「空気環

境その他の作業環境について必要な測定をし」を「必要な作業環境測定を行い」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による作業環境測定は、労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定に適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。
4 労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に對し、当該作業環境測定指針に關し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働基準局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に對し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

第七十一条中「国は、」の下に「第六十五条の作業環境測定又は」を加え、「当該健康診断」を「当該作業環境測定又は健康診断」に改める。
第九十一条第一項中「質問し、若しくは」を「質問し、」に改め、「検査し、」の下に「若しくは作業環境測定を行い」を加える。

第九十三条第三項中「第三十七条第一項」を「第三十七條第一項の許可」に、「第五十六条第一項」を「第五十六條第一項の許可、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項に関する事務」に改める。

第九十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「質問し、若しくは」を「質問し、」に改め、「検査し、」の下に「若しくは作業環境測定を行い」を加える。

第九十五条第二項中「労働衛生指導医は、」の下に「第六十五条第五項又は」を加える。
第九十九条第一号中「第六十五条」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十条第二号中「を含む。」の下に「第六十五条第五項」を加え、同条第四号中「検査」の下に「作業環境測定」を加える。
（労働省設置法の一部改正）
第五条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四号中第二十九号の三の次に次の二号を加える。

二十九の四 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十号）に基づいて、作業環境測定士の試験及び登録を行うこと。
二十九の五 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機関及び指定講習機関を指定し、並びにこれらに對し、認可その他監督を行うこと。

第八号第一項第八号中「検定代行機関」の下に「作業環境測定機関、指定試験機関、指定講習機関」を加え、同項第十四号中「労働安全衛生法」の下に「作業環境測定法」を加え、同条第二項中「検定代行機関」の下に「作業環境測定機関、指定試験機関、指定講習機関」を、「労働安全衛生法」の下に「作業環境測定法」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「及び労働安全衛生法」を「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。
第十五条第一項中「労働者災害補償保険法」を「作業環境測定法（これに基づく命令を含む。）、労働者災害補償保険法」に改める。
第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「及び労働安全衛生法」を「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

第十七条第一項中「労働者災害補償保険法」を「作業環境測定法（これに基づく命令を含む。）、労働者災害補償保険法」に改める。
（政令への委任）
第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定め

理由
最近における職業性疾病の動向等にかんがみ、適正な作業を確保し、もつて職場における労働者の健康を保持するため、作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会労働委員会議録第六号中正誤

ページ	段行	誤	正
三一	一〇	希望	希望
六三	三	滞留期間	滞留期間
七一	末七	いたの住宅難	いまの住宅難
一六	一末四	あるうし、	あろうし、
一六	二二	所有権保存登録	所有権保存登記
一九	一六	保障	補償

同 第七号中正誤

ページ	段行	誤	正
五二	一	労働者	労働者
一〇	一五	あるいは昇給	あるいは昇格
三三	二	職員団体等	職員団体等
三三	三〇	使働者	労働者
一四	一三	退職金制度	退職金制度
一六	一〇	できません。	できません。
一七	二末三	こと	この
一七	三三	実効あるいは	実効ある

同 第八号中正誤

ページ	段行	誤	正
九一	一三	扱んで	及んで
九二	二〇	具体的準実	具体的事実
一〇	二三	労働者	労働者

一四	一〇	形ほど来	先ほど来
一五	二四	越えた	数えた
一七	二六	担当整長	担当課長
一七	二四	飾ふ	飾る
一八	一	災害院止	災害防止
二二	末三	具体的	具体的
三三	一四	厳しくな	厳しくなったか
三三	一末三	入るとう	入るとい
三三	三末三	状況でござい	状況でございま

同 第九号中正誤

ページ	段行	誤	正
三三	一八	第五位 存在	第五位に存在
五一	末四	外すれて	外れて
五三	三末九	金額	金額
六四	一三	ぐがい	ぐらい
六四	一末七	ものら	ものが
八一	一末六	何が	何ら
八二	末三	年金の場合は、	年金の場合は、
八三	二四	経済的に 福な	経済的に裕福な
三三	一五	どういふに	どういふふうに
三三	末六	拾い上げて	拾い上げて
三三	二七	くどう	くどい
三三	二末七	しし	しかし
二五	二二	いうこて	いうこと
二五	二末八	三百三万円	三百五万円
二五	三〇	事務費	事務費
二七	三末三	婦人	婦人
二八	一四	中田(美)委員	田中(美)委員
二九	一末六	ですよ。	ですよ。
二九	一末三	こも	こも
三〇	三一	こんなもつ	こんなもの
三三	三三	八万六千六百円	八万八千六百円
三三	三三	五千百三十万二	五千百三十三万
三三	二末六	題いたい	願いたい